

2012年4月10日

原発再稼働問題に関する緊急提言

— 「原子炉の安全」から「人々の安全」へ —

原発事故収束対策 PT

座長 荒井聡

4月6日、野田内閣総理大臣をはじめとする関係四閣僚は「原子力の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」(以下「判断基準」と略す)を決定した。

しかし、原発再稼働問題は、国民生活の安全に重大な影響を及ぼす問題であり、政権・与党としての判断をしなければならないと考える。四閣僚のみの判断ではなく、党としての見解をまとめることを強く求めるものである。

ストレステスト1次評価は「炉心溶融」に至らない原子炉の耐性を評価したに過ぎず、「万が一」あるいは「想定外」の事故が発生した場合の「住民の安全」を担保するものではない。だからこそ、班目原子力安全委員長は、2次評価まで行ったうえでの「安全の確認」について発言しているのではないか。

そもそも、「判断基準」では「福島第1」における事故原因を「津波による全電源喪失」に帰しているが、政府が設置している事故調査委員会の最終報告並びに国会に設置されている事故調査委員会の報告も、これから行われるのであり、「地震による重要な設備の損傷の可能性」について、その報告を待たなければならない。

事故調査委員会の正式な報告がなされていない段階で、今回の悲惨な原発事故の責任の相当部分を負わなければならない「原子力安全・保安院」の解析結果を「判断基準」の出発点にすることは、「安全神話」の復活に他ならないのではないか。

以上を踏まえたうえで、「安全神話」と決別し、「原子炉の安全」ではなく「住民の安全を守る」という観点から当 PT は、以下の点を再稼働を判断するにあたっての「前提条件」として政府に強く申し入れるものである。

- 1、「国会事故調」並びに「政府事故調」の報告による事故原因の究明・解析を待ち、その知見を再稼働に向けての判断の中に取り入れるべきである。
- 2、国会に提案されている「原子力規制庁法案等」を与野党の精力的な審議により一刻も早く成立をさせ、「住民の安全を守る」為の新規制組織、法律、マニュアル等の策定を待つこと。
- 3、2、に関連して改正原子力災害対策特別措置法が施行される。これに基づく地域防災計画（拡大された UPZ における避難計画等）の策定を待つこと。
- 4、中越地震における柏崎刈羽の事故を教訓として福島第 1 に「免震重要棟」が設置されていたことが、今回の事故における、現場の作業を支えた「最後の砦」であった。免震重要棟のない発電所においては、早急にその設置を行うこと。
- 5、「住民の安全を守る」観点から、止むを得ず格納容器ベントをせざるを得ない事態等が想定される。「ベント管の設置」あるいは「放射性物質を除去するためのフィルター設置」は必須である。

「原発安全神話」とは「原発は安全である。だから住民の安全対策はする必要がないのです。」というものであった。それが、福島第 1 の悲劇につながった。今回の「判断基準」は「原発は安全である。だから住民の安全対策はこれからやればよいのです。」という「新たな安全神話の復活」につながっている。

「安全神話」と決別する為に、「前提条件」を踏まえて冷静な判断を政府に求めるものである。

以上